

議案第 号

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）5月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条の表中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)新旧対照表

現行	改正案
(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第13条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記 参照】	(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第13条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記 参照】

【別記】

(現行)

第4条、第6条第3項、 第7条第2項、第7条の 2、第8条及び第9条第2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その 者の号給に応じた額に算出率を乗じて得た額と する

(改正案)

第4条、第6条第3項、 第7条第3項、第7条の 2、第8条及び第9条第2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その 者の号給に応じた額に算出率を乗じて得た額と する